

市道幹第73号線舗装修繕工事特記仕様書

(趣旨)

第1条 この特記仕様書は、埼玉県土木工事共通仕様書に定めるもののほか、工事に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第2条 この特記仕様書は、次の工事に適用する。

- ・工事名 市道幹第73号線舗装修繕工事
- ・工事場所 狭山市 鶯ノ木 地内

(共通事項)

第3条 受注者は、「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」等に基づき、次の対象工事について、工事着手前に本工事に係る「再生資源利用計画書」、「再生資源利用促進計画書」及び「工事登録証明書」を建設副産物情報交換システム（C O B R I S）により作成し、施工計画書に含め各1部提出する。

また、工事完成後速やかに計画の実施状況（実績）について、「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」及び「工事登録証明書」を同システムにより作成し、各1部提出するとともに、これらの記録を保存する。

○再生資源利用計画書（実施書）の作成対象工事（下記のいずれかに該当する工事）

- ① 500m³以上の土砂を搬入する工事
- ② 500t以上の砕石を搬入する工事
- ③ 200t以上の加熱アスファルト混合物を搬入する工事
- ④ 最終請負金額100万円以上の工事

○再生資源利用促進計画書（実施書）の作成対象工事（下記のいずれかに該当する工事）

- ① 500m³以上の建設発生土を搬出する工事
- ② アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、及び建設発生木材の合計で200t以上搬出する工事
- ③ 最終請負金額100万円以上の工事

2 受注者は、施工計画書に建設廃棄物の処理計画を添付する。なお、建設廃棄物の処分にあたり、排出事業者は処分業者と建設廃棄物処理委託契約を締結し、同契約書の写しを処理計画に添付する。

また、収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別に収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結する。

3 建設廃棄物については、「産業廃棄物処理におけるマニフェストシステム」に基づく、建設廃棄物マニフェストA票、B2票、D票、E票を監督員に提示し、確認を受ける。また、工事検査時には原本を提示しなければならない。

(建設廃棄物の再資源化等)

第4条 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。)に基づいて、特定建設資材廃棄物を再資源化のための施設に搬入する場合は、適切な施設に搬入しなければならない。

なお、特定建設資材廃棄物とは、特定建設資材(コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート)が廃棄物となったものである。

2 受注者は、契約前に「分別解体等の計画等」について、文書で発注者に説明するものとする。

3 受注者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づき、以下の事項等を別紙「再資源化等報告書」に記載し、発注者に報告しなければならない。

- ・特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了した年月日
- ・特定建設資材廃棄物の再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用

また、同条第1項に基づき、特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存(5年)しなければならない。

なお、資源有効利用促進等に基づく再生資材利用[促進]実施書を作成している場合は、その写しを参考資料として報告書に添付するものとする。

4 受注者は、工事の施工に当たっては、「彩の国建設リサイクル実施指針」を遵守し、建設資材廃棄物の再資源化等に努め、廃棄物の減量を図らなければならない。

(ゼロ・エミッション工場の推進)

第5条 工場の施行にあたっては、ゼロ・エミッション工場の推進に努めることとする。

(施工条件等)

第6条 占有物における蓋等についても測量し、各事業者と協議のうえ、高さ調整について確実に実施し、舗装面の平坦性に万全を期すこと。

隣接する住宅等と車両の出入り等について十分調整し、工事を円滑に進めること。

(As ガラ処分について)

第8条 ASガラ処分の設計条件

・搬出先 川越市下赤坂1817

東亜道路工業(株)・(株)佐藤渡辺・世紀東急工業(株)共同企業体

埼玉アスコン

※上記は積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。ただし、原則として再生資源化施設へ搬出する事。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものではない事項についてはこの限りではない。

第9条 情報共有システムの活用について

原則、当初設計金額 50,000 千円以上の工事または受注者が希望する工事については、情報共有システムを活用するものとする。

ただし、工事の内容や規模、地域要件等を勘案し、やむを得ない理由があると認められる場合は、この限りではない。

実施にあたっては、「狭山市建設工事情報共有システム試行要領」に基づくものとするもので予め市のホームページを参照すること。

LE ポリマー改質アスコン 特記仕様書

第1条 本特記仕様書は、市道幹第73号線舗装修繕工事に適用する。

第2条 適用

本特記仕様書は、従来のポリマー改質アスファルトより高い疲労抵抗性を有した長寿命化アスファルト混合物を用いた舗装工事に適用する。

第3条 材料の基本性状

3-1 LE用ポリマー改質アスファルト

LEポリマー改質アスコンに用いるポリマー改質アスファルトは、表-1に示す基準値を満足するプレミックスタイプのものでなければならない。

表-1

項目		規格値
針入度	1/10mm(25℃)	100 以上
軟化点	℃	75.0 以上
伸度	(15℃)	50 以上
引火点	℃	280 以上
薄膜加熱質量変化率	%	0.06 以下
薄膜加熱後の針入度残留率	%	65.0 以上
粗骨材の剥離面積率	%	5 以下
$G^* \sin \delta (25^\circ\text{C})$ ※1	未劣化	MPa 0.40 以下
	促進劣化後※2	MPa 確認試験による

※1 ダイナミックシアレオメーター試験方法による。

※2 回転式薄膜加熱試験(RTFOT:ASTM D 2872 準拠)を行った試料に対しさらに加圧劣化試験(PAV:ASTM D 6521 準拠)を行った。PAV試験は、試験時間を20時間とした。(供用劣化5~10年相当)

3-2 混合物性状

LEポリマー改質アスコン(20)の性状は、表-2に示す基準値を満足するものでなければならない。

表-2

項目		基準値
空隙率	%	3~6
飽和度	%	70~85
マーシャル安定度	k N	4.9 以上

※LE・・・lifespan extension の略、長寿命化